
(仮称) 青森市環境基本計画の策定について

1 策定の目的

本市ではこれまで、各種法令や青森市総合計画に基づき、各環境政策の推進に取り組んできましたが、近年の地球温暖化による気候変動や生物多様性の損失など、様々な問題が顕在化していることから、本市の環境行政の実行性を高めるため、令和 7 年 12 月に制定した青森市環境基本条例第 8 条に基づき、環境分野における基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来世代へ良好な環境を継承しようとするもの。

2 計画の位置づけ

- ・青森市環境基本条例第 8 条に基づく、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- ・本市のまちづくりの最上位計画である青森市総合計画の基本政策、政策及び施策を推進するための個別計画

3 計画期間

令和 8 (2026) 年度 ~ 令和 10 (2028) 年度

※青森市総合計画前期基本計画の計画終期と整合

4 計画策定のスケジュール (予定)

令和 8 年 5 月 市民・事業者アンケートの実施
令和 8 年 7 月 環境審議会 (計画基本方針、素案の審議)
令和 8 年 10 月 環境審議会 (計画素案の審議)
令和 8 年 12 月 わたしの意見提案制度の実施
令和 9 年 2 月 環境審議会 (計画案の審議)
計画策定